

一 般 質 問

2 番 笠 原 進

1 地域防災力と避難体制の実効性について

地震・豪雨・津波など、大規模災害が全国各地で頻発し、被害の甚大化が常態化しつつある今、自治体の防災力は住民の命を守る最後の砦であると言っても過言ではありません。災害は「いつか来るもの」ではなく、「必ず起きるもの」という前提で、対策の実効性が本当に確保されているのか、不断の検証と改善が求められる時代です。

最近の報道でも、こうした課題意識が強く示されています。NHKの報道では、指定された津波避難ビルが実際には開かない、誘導が不十分、想定通りに機能しないといった実態が各地で問題となっていることが取り上げられました。

また、朝日新聞では、避難所は単なる「逃げ場所」ではなく、避難生活を送る「暮らしの場」として、運営体制や生活環境の質を高めることの重要性が指摘されています。

湯河原町でも、津波防災地域づくり推進計画や地域防災計画に基づき、避難施設の整備やハザードマップの見直し、消防団や自主防災組織への支援など、多面的な防災対策が進められてきました。

さらに、令和7年度施政方針では、防災行政無線の更新、避難用品の備蓄、初動対応体制の強化などを通じ、「災害に強いまちづくりの推進」が明記されています。

こうした町の方向性は評価すべきものと受け止めていますが、実際の災害時にそれらの備えが本当に機能するのか、町民一人ひとりにとって「逃げられる」、「助けられる」体制となっているかについては、引き続き実効性の視点から丁寧な検証が必要であると考えます。

そこで、防災体制の現状と今後の強化に向けた町の認識について、以下の点を伺います。

- (1) 津波を含む各種災害時における避難施設の実効性（開錠、誘導、維持管理など）をどのように確保・検証していますか。
- (2) 総合防災訓練における各地区の参加状況と、参加率を上げるための工夫について、町の認識をお聞かせください。
- (3) 今後、町民全体の防災力を底上げしていくために、町としてどのように進めていくのかお聞かせください。

1 湯河原町におけるごみ処理等について

湯河原町と真鶴町には湯河原美化センターという立派なごみ処理施設があり、一部事務組合の湯河原町真鶴町衛生組合が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の処理及び一般廃棄物処理施設の設置・管理等の事務を行っています。

これらの経費については、湯河原町真鶴町衛生組合同規約第13条に基づき、両町から負担金が支出されていますが、令和7年度の湯河原町負担金は約956,000千円で、一般会計予算に占める割合は約9.1%となっています。

令和7年4月から湯河原美化センター持込みごみの手数料が大幅に見直され、10月からは箱根町のごみ処理の受け入れ等も始まり、従前とはごみ処理の在り方が変わってくると認識しています。

ごみ処理には相当のコストが掛かることは承知していますが、負担金軽減の観点から、次の点について伺います。

- (1) 行政コスト削減の観点から、町指定ごみ袋を有料化することについて、ご見解をお聞かせください。
- (2) 令和6年に策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」には、計画目標年度における減量化及び資源化等の目標値の設定など減量・資源化に向けた取り組みが定められています。

現在の進捗状況と併せて、減量・資源化に寄与する取り組みがありましたら、お聞かせください。

2 高齢者等の移動手段補完と環境整備について

運転免許返納者が増える中、今後ますます町内の移動が困難になる人が増加する可能性があります。

喫緊の課題ではありますが、総務文教・福祉常任委員会及び湯河原町地域公

公共交通会議での説明や、議会定例会にて他の議員の一般質問の回答から、現状維持又は改善に対する打開策は見いだせない状況にあると認識しています。

そこで、高齢者等の移動手段を補完する観点から次の点についてお伺いします。

- (1) 1人乗り電動車椅子（シニアカー）の導入について、町による貸出や、個人購入用の補助金を出す可能性についてお聞かせください。
- (2) シニアカー普及の際には、道路の段差などの状況や駐車スペースの確保などの課題もあると思います。

今後の町管理道路等修繕の際に、バリアフリーの観点からも、高齢者等が移動しやすい環境に整備していく考えはあるでしょうか。

1 町内道路の整備等について

公共道路の維持管理は、頻発する自然災害に伴う復旧対応を含め、全国の自治体が抱える課題と認識しています。

町内道路の維持管理等につきましては、令和3年3月定例会及び令和4年3月定例会で一般質問をしましたが、引き続き高齢者や子ども達への安全・安心の確保とともに、観光立町として相応の整備等が必要と考え、次のとおり質問します。

(1) 令和4年度に改定された『湯河原町公共施設等総合管理計画』では、道路については「日常点検や道路パトロールにより危険箇所の早期発見に努めるとともに、町内の主要路線については、路面の性状調査を行い、調査結果と管理水準に基づき、効率的・効果的な維持管理を行うことにより、修繕・改修コストを抑えていきます。」との方針が示されていますが、令和4年度・5年度の執行数値にどのように反映されているのか教えてください。

(2) また、『湯河原町公共施設等総合管理計画』において、「道路の個別施設計画として舗装維持管理計画を定期的に見直していきます。」とされています。

計画の見直しに至る過程とその際に重要視する事項等がありましたら教えてください。

(3) 令和4年3月定例会の一般質問において、国道・県道の道路破損時には、町から県西土木事務所小田原土木センターへ情報提供を行い対応していただくとの回答がありましたが、住民から直接小田原土木センターへ情報提供があった場合、町への情報反映の仕組みと休日夜間の連絡・連携体制については、どのようなになっていますか。

2 不登校児童・生徒への支援体制について

2024年10月に文部科学省が実施した2023年度の「問題行動・不登校調査等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、全国の小・中学校で不登校と判断された児童・生徒は34万6,482人と発表されました。

「ゆがわら2021プラン」中の学校教育(1)小・中学校教育の充実施策において、不登校などの問題解決が掲げられ、相談・指導体制を充実していくとしていますが、現在の不登校児童・生徒への支援体制について、次のとおり質問します。

- (1) 年間30日以上欠席している児童・生徒の推移に基づく分析・見解を聞かせてください。
- (2) 「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（令和6年10月31日付・文部科学省初等中等教育局通知）」では、不登校児童・生徒への必要な対応が求められていますが、この通知に基づく支援等がありましたら教えてください。
- (3) 県立小田原支援学校内に設置されている教育支援教室の運営及び指導の概要はホームページに記載されていますが、復学率を示していただくとともに、教室に来ることができない児童・生徒に対する支援について具体的に教えてください。
- (4) 文部科学省は不登校児童・生徒が増加している現状を踏まえ、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別な教育を行う「学びの多様化学校」の設置を促進しています。

県内でも大和市、鎌倉市で開設されましたが、現時点での「学びの多様化学校」についての見解を聞かせてください。

1 公共施設の使用料について

昨今の原油価格の高騰に伴う物価上昇や人件費の上昇により、公共施設の維持管理費の増大が課題であると認識しています。

今後も適切な維持管理を行う上で、受益者負担原則に立ち、使用料の適正化を図る必要があると考え、以下について質問します。

- (1) 公共施設の使用料については、どのような方式を用いて算定していますか。
- (2) 近年、公共施設の使用料を見直した実績はありますか。
- (3) 公共施設の使用料収入と維持管理費の収支バランスについて、近年の傾向をお示してください。
- (4) 使用料が町内及び町外の者で区分されていない施設や、無料となっている施設について、今後、使用料の設定を見直しすることは考えていますか。
- (5) 近隣自治体の公共施設の使用料見直しの動向は把握していますか。また、本町として見直しをすることについての考えをお聞かせください。

1 困難な問題を抱える女性への支援について

令和6年4月より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

法律の概要については、令和7年2月9日に実施された男女共同参画の講演会で詳しく教えていただきました。法律に基づく相談所の設置義務は都道府県にありますが、各市町村での施策の実施については、基本計画を定めるよう努めなければならないとされています。そこで、次の質問をいたします。

- (1) 本町では、法律に基づく基本計画が明記されたものはありますか。
- (2) 法施行後1年が経過しましたが、この間、具体的な相談事例がありましたか。
- (3) 一般的な町民相談は、広報紙に掲載の上、相談日等を設け実施していますが、「困難な問題を抱える女性」への相談窓口についての周知は、どのように実施されていますか。
- (4) 緊急に対応を要する相談について、県や他の自治体への引き継ぎなどの対応、庁内関係部署との連携など、相談者に寄り添う体制はどのようになっていますか。
- (5) 令和6年9月定例会の一般質問において、当該相談窓口は地域政策課で、専任職員（相談員）は配置されていないとの回答がありましたが、現在の状況はいかがですか。

2 災害対応について

昨年1月に起きた能登半島地震について、現地では発災後の対応は未だ困難を極めています。災害の予測と規模が乖離し、地域防災計画の更新が出来てい

なかった事も要因の一つとしてあるようです。

本町においては、年を追うごとに防災計画の見直しもされており、防災訓練等も繰り返し行われていますが、発災後の対応については、今後の課題として検討する項目もあると考え、質問いたします。

- (1) 避難所を開設する場合は町が行い、被災状況により県等に応援要請を行うとの理解で良いですか。
- (2) 家屋の崩壊等で被災状況が長引き、応急仮設住宅の設置が必要となる場合は、町主導で設置を実施するのですか。また、災害救助法が適用された場合、対応に差異はありますか。
- (3) 応急仮設住宅の設置が必要となった場合を想定し、場所の選定を行っていますか。
- (4) 倒壊家屋の再建や一部倒壊家屋の改修などには時間を要しますが、応急仮設住宅への入居は原則2年以内となっています。また、災害公営住宅建設の目途が立たない状況では将来に向かっての希望が持てません。高齢者が多い本町では、甚大な被災を想定した事前の相談や説明会などの準備が必要と考えますが、このような対応を検討していく考えはありますか。

1 地球温暖化対策について

2022年に熱中症警戒アラートが実施されて以来、本町でアラートが発表された件数は、2022年の10回に対し、2024年には37回と大幅に増加しました。また、2024年の熱中症による湯河原町消防の緊急搬送は24件と顕在化しつつあります。これは地球温暖化が原因であると思われ、世界規模で温暖化対策に取り組む必要がある中、令和7年4月1日に改正地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されました。

国の施策として2050年までに「カーボンニュートラル」を目指す中、町長は施政方針において、関連諸施策を掲げておりますので、以下の質問をいたします。

- (1) これまで取り組んできた地球温暖化防止対策の実績について、お聞かせください。
- (2) 町ホームページには、本町の脱炭素社会の実現に向けた取り組みが掲載されていますが、これまでの実績を踏まえ、今後検討されていることがありましたら、お聞かせください。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、「2050年ゼロカーボンシティの表明」は、神奈川県下33市町村のうち27市町が表明し、湯河原町を含む6町村が表明をしていない状況です。本町の表明に関する方向性をお聞かせください。
- (4) 令和7年3月定例会の代表質問において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に向け検討を深めるとの回答がありました。

法律の改正に伴い、地域脱炭素化促進事業の拡充が図られ、複数市町村

にわたる事業計画の認定が可能となりましたが、広域的事業として検討するお考えはありますか。

2 文化財の保存・活用について

本町には指定・登録文化財が多数あり、これら文化財を形成する環境も全国でも有数の魅力があるものと考えています。

「ゆがわら2021プラン」基本目標4・Ⅱ文化芸術の振興・保存における主要施策では、文化財・史料の保護と活用が挙げられていますが、「魅力と活力にあふれたにぎわいのあるまちづくり」を促進する観点も含め、以下の質問をいたします。

- (1) 町内の指定・登録文化財の現状について、お聞かせください。
- (2) 指定・登録文化財の更なる情報発信や観光資源化について検討していることがあれば、お聞かせください。
- (3) 文化庁が推進する「文化財保存活用地域計画」は、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想であり、計画を推進することで、文化庁からの補助が受けられます。この制度の活用は有効だと思いますが、考えをお聞かせください。